

平成27年度 第2回 仙台市景観総合審議会

日時：平成27年10月26日（月）

14時～16時

場所：本庁舎2階第1委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・小島都市整備局長
 - ・涌井会長
3. 議 事
 - ・屋外広告物規制のあり方について
 - ・青葉通地区における景観地区等について
4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

- 資料1-1 提言書（案） ～これからの屋外広告物施策のあり方について～
- 資料1-2 屋外広告物施策のあり方検討 今後の展開イメージ
- 資料2-1 青葉通地区における景観地区等について
- 資料2-2 青葉通街並み形成ガイドライン（案）

仙台市景観総合審議会委員名簿

(平成27年10月現在)

こんの 今野	かおる 薫	仙台商工会議所 常務理事
すぎやま 杉山	あきこ 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 景観事業部長
たけやま 武山	りょうぞう 良三	富山大学芸術文化学部 教授
とちくぼ 杼窪	まさゆき 昌之	一般社団法人日本屋外広告業団体連合会 副会長 (株)アキバ商会代表取締役
ばば 馬場	たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 講師
ほり 堀	しげる 繁	東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授
みやはら 宮原	ひろみち 博通	(有)地域環境デザイン研究所 所長
やん 巖	しゅあん 爽	宮城学院女子大学学芸部 教授
よしかわ 吉川	ゆみ 由美	(有)ダ・ハ プラニング・ワーク 代表取締役
わくい 涌井	しろう 史郎	東京都市大学環境情報学部 教授
わたなべ 渡辺	ひろし 博	仙台市議会議員

(五十音順, 敬称略)

(案)

資料 1 - 1

提 言 書

これからの屋外広告物施策のあり方について

平成 27 年 月

仙台市景観総合審議会

(案)

目 次

1	本市における現況	・・・1
2	基本的な考え方	・・・2
3	これからの屋外広告物施策のあり方	・・・3
4	今後の展開	・・・5

(案)

1 本市における現況

仙台市は、世界とつながる東北の中核都市としての賑わいと、「杜の都」としての風格のある景観の形成を通し、魅力と個性を高めていくことが求められている。

屋外広告物は様々な情報を伝える手段であり、そうした良好な景観を形成する重要な構成要素であることから、屋外広告物条例の規制により、良好な景観の形成及び風致の維持を図ってきた。

しかしながら、仙台市における広告物景観の現状を振り返ると、条例に基づく制限等によって、景観の形成が図られている一方で、以下のような課題がある。

- ①様々な形状の広告物、鮮やかな色彩の広告物、建物や街並みと調和を欠く広告物、窓貼広告物などが、景観を阻害する一因となっている。
- ②まちづくりや経済・観光といった視点から、地域の特性を活かした広告物の活用が、本市においてはまだその機運が低い状況である。
- ③広告物を含めた景観づくりに対して、市民の関心が高まりつつあるが、そうした体制や環境づくりが進んでいない。
- ④自然公園内の温泉地などにおける土地利用に合った広告物の規制、広告物の安全対策や違反広告物の指導に課題を有するところがある。

(案)

2 基本的な考え方

前述の課題を踏まえ、東北の中核都市としての賑わいと、「杜の都」としての風格のある景観の形成を目指すための、これからの屋外広告物施策のあり方に対する基本的な考え方を次に示す。

①望ましい広告物の誘導

良好な広告物景観の形成につなげるためには、「仙台市『杜の都』景観計画」の景観形成の方針のもと、これまでの規制に加え、地域の景観や街並みと調和した望ましい広告物の誘導を図ることが重要である。

②広告物の活用

東北の中核都市として、「杜の都」の魅力や個性が感じられる広告物景観の形成を目指すために、地域の魅力向上やまちづくりに寄与する広告物の戦略的活用が重要である。

③市民、広告主、広告業者、行政による協働

市民、広告主、広告業者、行政が協働して、良好な広告物景観の形成を図ることが重要である。

④基準見直し等を含めた取組み

現行の基準に関する見直しや、実効性の高い安全対策、違反指導を進めることが重要である。

(案)

3 これからの屋外広告物施策のあり方

(1) 誘導

- ① 広告物のデザインや色彩等を誘導する指針，システム
地域の景観や街並みとの調和と，広告物のデザインや色彩等に関する部分について，良好な景観形成に寄与することができる指針やシステムの導入を研究すべきである。
- ② 良好な広告物への改善に対する支援
良好な景観形成を図るため，無秩序に掲出されたものの集約化や撤去などについて，助成等の支援を検討すべきである。
- ③ 良好な広告物景観形成に寄与する広告物に対する特例
地域の景観や街並みにも調和した広告物に関しては，現行の規制基準に適合しない場合であっても特例的に掲出を認めることも検討すべきである。
- ④ 専門家による支援
広告物に関する計画にあたり，デザインや色彩等に関して助言を行うことができる専門家による支援を積極的に実施すべきである。
- ⑤ 優れた広告物に対する表彰
優れた広告物に対しては，良好な広告物景観形成に寄与する取組みを広く市民に知らしめるための表彰制度を検討すべきである。
- ⑥ 地域性を考慮した街並みガイドラインの作成
特に優れた景観形成が望まれる地区にあつては，景観地区や地区計画等の制度と連携し，広告物モデル地区等の活用により，街並みガイドラインの作成を推進すべきである。

(2) 活用

イベント等における祝祭空間としての演出，商店街や温泉地等における魅力の向上，広告物掲出等によって得た収益をまちづくり活動へ利用するエリアマネジメントなど，広告物の活用を図るべきである。

(案)

(3) 協働

①市民等の意識の共有

広告物や景観に対する意識関心を高めてもらえるよう、広告物に関する周知広報、タウンミーティング等を継続的に実施すべきである。

②市民等との協働

広告物施策について市民等との協働により、検討・実施すべきである。また、街並みガイドラインの作成や活用策の具体的な検討等にあたり、地域の方々や市民等との意見交換や勉強会等を実施すべきである。

(4) その他の取組み

①基準見直し

自然公園内の温泉地など、土地利用と現行の広告物基準に課題があるものについては、保全すべき自然景観と地域の活性化の相互性を考慮した基準の見直しが必要である。

また、窓貼広告物に対しては、景観を阻害する一因であることから、屋外広告物に準じた位置づけを行うなど、規制する方法について導入を研究すべきである。

②安全対策、違反对策

公衆に対する危害防止のため、特に期間が経過した屋外広告物をはじめとして、広告主等への周知、点検のあり方等、効果的な安全対策を検討すべきである。

また、違反広告物およびその掲出者に対して、違反行為に対する処分なども含めて、総合的な違反对策を推進すべきである。

(案)

4 今後の展開

これからの屋外広告物施策のあり方として前述した，誘導，活用，協働等の検討・実施を進めるとともに，「杜の都」仙台の玄関口である仙台駅前など，良好な景観形成に向けて特に戦略的に取組みを行う地域・地区の選定も併せて，検討を進めるべきである。

(案)

(参考) 仙台市景観総合審議会 検討経過

日程	審議内容
平成 25 年 2 月 6 日	平成 24 年度第 2 回景観総合審議会 屋外広告物に関する現況と今後のテーマについて (問題提起)
平成 25 年 5 月 28 日	平成 25 年度第 1 回景観総合審議会 仙台市屋外広告物条例の改正に向けた検討について (具体事例による問題点の説明)
平成 25 年 10 月 28 日	平成 25 年度第 2 回景観総合審議会 屋外広告物の規制見直しについて (各項目の検討状況について)
平成 26 年 8 月 8 日	平成 26 年度第 2 回景観総合審議会 屋外広告規制のあり方について (これまでの取組みについて)
平成 26 年 12 月 25 日	平成 26 年度第 3 回景観総合審議会 屋外広告規制のあり方について (現状における問題点, 検討の全体像について)
平成 27 年 3 月 30 日	平成 26 年度第 4 回景観総合審議会 屋外広告規制のあり方について (仙台駅前, 作並温泉における検討)
平成 27 年 7 月 9 日	平成 27 年度第 1 回景観総合審議会 屋外広告規制のあり方について (これからの施策のあり方について)
平成 27 年 10 月 26 日	平成 27 年度第 2 回景観総合審議会 屋外広告規制のあり方について (提言 (案) について)

《屋外広告物施策のあり方検討 今後の展開イメージ》

＜課題＞

- 様々な形状の広告物, 鮮やかな色彩の広告物などが景観を阻害する一因となっているが, 規制だけでは解決が難しい。
- まちづくりや経済・観光といった視点からの広告物の活用に対する機運が低い。
- 広告物を含めた景観づくりに対して, 体制や環境づくりが進んでいない。
- 土地利用に合った広告物の規制, 広告物の安全対策や違反指導にも課題がある。

＜基本的な考え方と具体的取組み＞

(1) 望ましい広告物の誘導

- ① 広告物のデザインや色彩等を誘導する指針, システム
- ② 良好な広告物への改善に対する支援
- ③ 良好な広告物景観形成に寄与する広告物に対する特例
- ④ 専門家による支援
- ⑤ 優れた広告物に対する表彰
- ⑥ 地域性を考慮した街並みガイドラインの作成

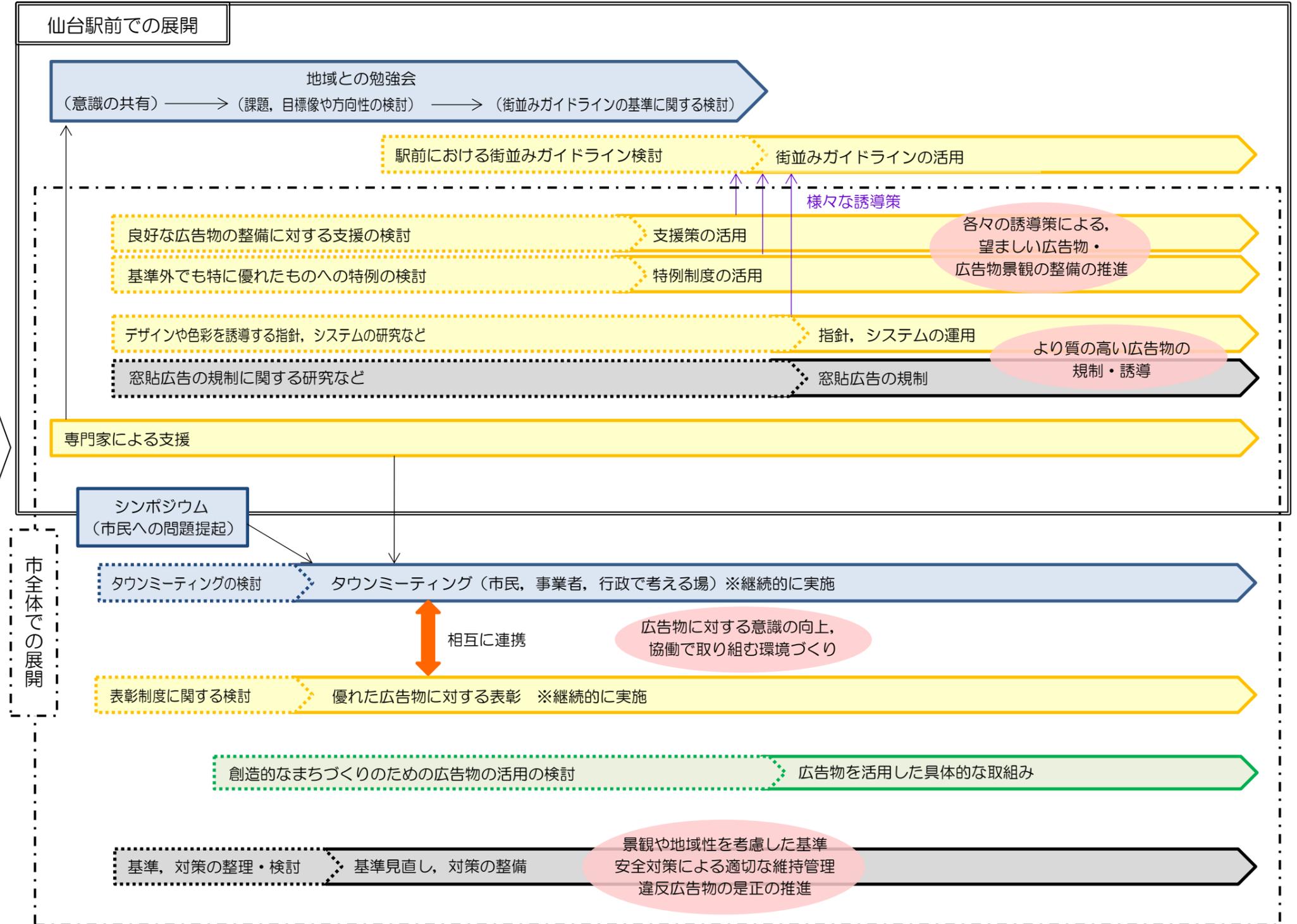
(2) 広告物の活用

(3) 市民, 広告主, 広告業者, 行政による協働

- ① 市民等の意識の共有 (周知広報, タウンミーティング 等)
- ② 市民等との協働 (勉強会, 意見交換会 等)

(4) その他の取組み

- ① 基準見直し
- ② 安全対策, 違反对策



青葉通地区における景観地区等について

1. 前回の景観総合審議会以降の主な経過

- 7月10日 都市計画協議会（都市計画審議会委員への意見調書）
- 8月18日他 関係権利者を対象とした説明会を3回開催（78名参加）※1,559件に事前に資料送付
- 9月25日～ 地区計画の原案の縦覧（10月8日まで）
- 10月7日～ 広告物モデル地区の案の縦覧（10月20日まで）
- 10月22日～ 景観地区、地区計画の案の縦覧（11月4日まで）

2. 説明会や縦覧等での主な質問や意見

- ・既にあるものに対しても制限がかかるのか。今回の基準に適合しないものはどうなるのか。
- ・壁面後退のルールが誘導指針となっているが、どの程度の強制力があるのか。
- ・青葉通に面しない裏側のものまで広告物が規制されており、かなり広い範囲で規制されるように思える。青葉通の裏通りにある小規模なテナントビルに対して、窓貼り等規制するのは厳しすぎる。
- ・青葉通に面して規制するのはわかるが、青葉通の裏側もなぜ区域に入れるのか。
- ・景観計画での50mの高さ制限を地区計画で40mとする部分（街区内で揃える）を見直してほしい。

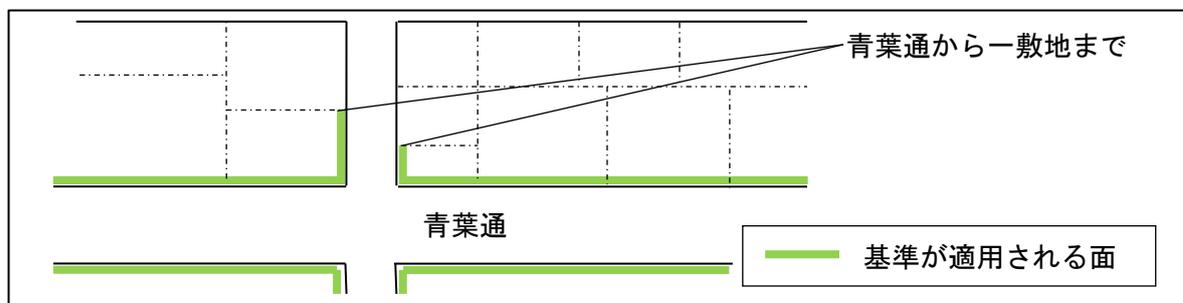
3. 前回の景観総合審議会からの見直し

①外壁の色彩の彩度と明度の関係

明度が8以上となる中高層部について彩度6以下から4以下に見直す（資料2-2 P5）

②窓貼広告物と自己用以外の広告物の制限の適用範囲

青葉通と、アーケード、文化横丁、大町界限では、建物・広告物・通りの状況が異なることから、説明会等での意見も踏まえ、適用範囲を全区域から青葉通から見える部分に見直す（資料2-2 P5・P8）

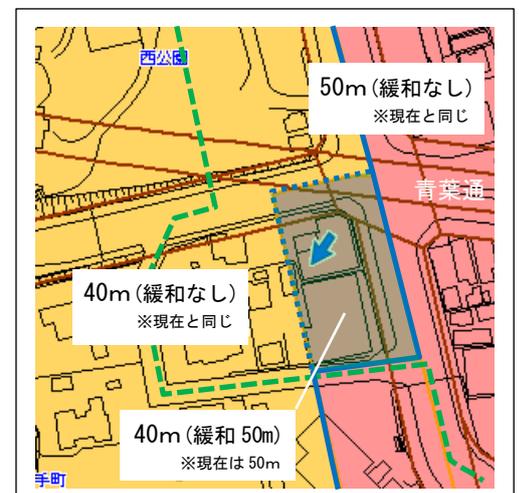


③街路灯に掲出するフラッグの基準の対象

「事前に青葉通まちづくり協議会の承認」等の基準について、アーケードで商店街協議会が実施する広告付バナーフラッグの取り組みと調整を図り、対象を青葉通のみとする（資料2-2 P8）

④現在よりも高さ制限が厳しくなる部分の緩和規定

景観計画で50mとなっているが、地区計画により40mとする部分（右図）について、関係地権者の意見も踏まえ、地域や歩行者等に開放された貢献空間を設けた場合、50mに緩和する規定について追加する（資料2-2 P4）



4. 景観総合審議会以降のスケジュール

- 11月11日 都市計画審議会（景観地区、地区計画について付議）
- 12月 景観地区と地区計画の都市計画決定、広告物モデル地区の指定

青葉通

街並み形成ガイドライン

景観地区

地区計画

広告物モデル地区

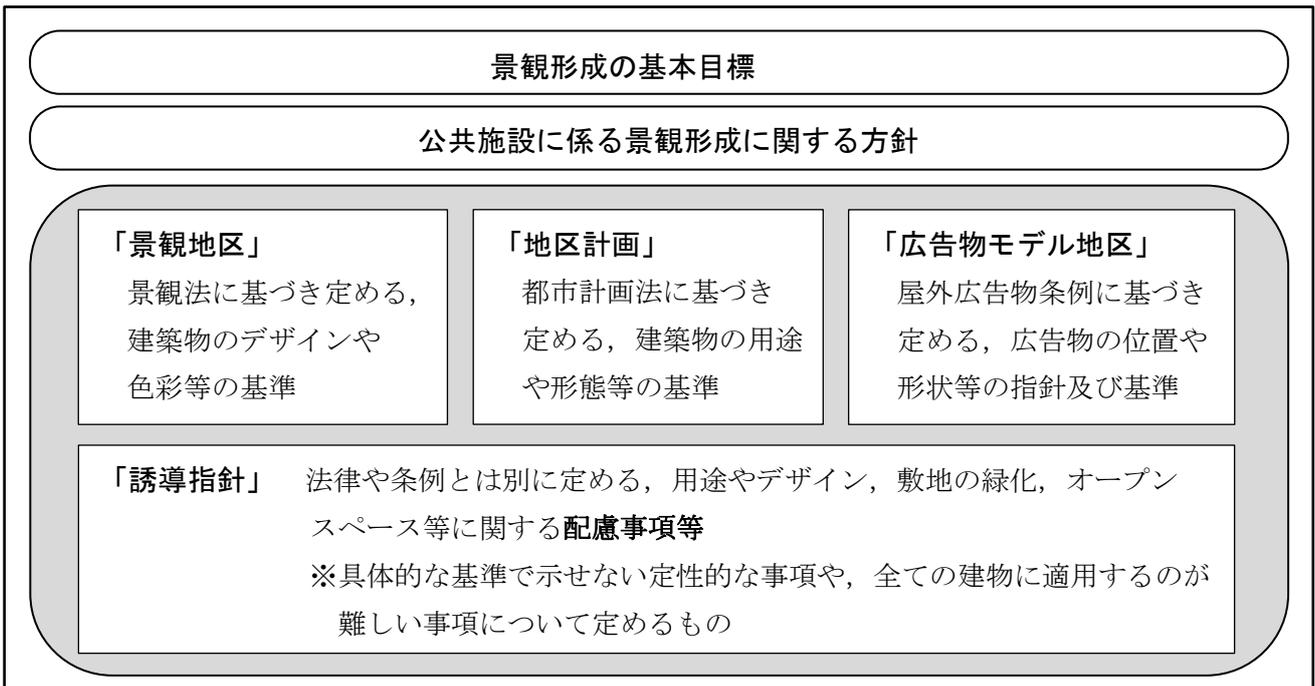
誘導指針



はじめに

仙台のシンボルロードである青葉通において、ケヤキ並木・道路空間・沿道の建物が一体となった魅力的な都市空間の創出に向けた取り組みを推進し、将来にわたり魅力ある街並みの形成を図っていくため、**建築物の用途やデザイン、敷地の緑化や広告物等に関するルール**について、「青葉通まちづくり協議会」など地域の方々と検討を重ね、**街並み形成ガイドライン**として、まとめたものです。

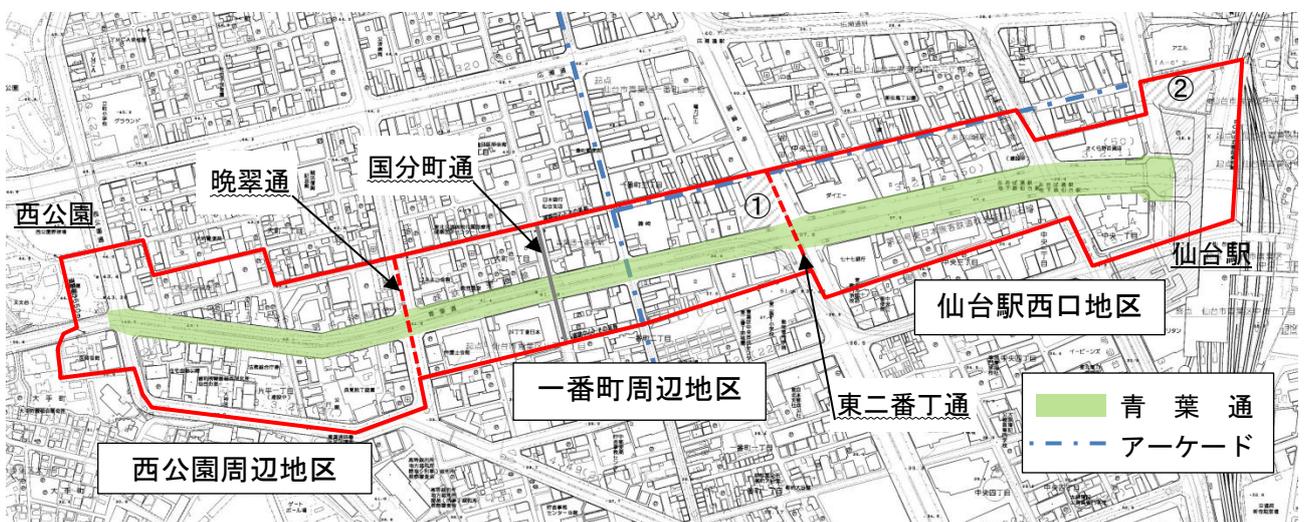
街並み形成ガイドラインは、青葉通における景観形成に関する基本目標や公共施設の方針、「**景観地区**」・「**地区計画**」・「**広告物モデル地区**」の法律や条例に基づき定める基準、建築物等の計画や設計にあたっての配慮事項等である「**誘導指針**」により構成されています。



街並み形成ガイドラインの構成

対象区域

仙台駅前から西公園までの青葉通沿道の概ね1街区を区域とし、区域内を3つの地区に分けます。



※①の仙台ファーストタワー、②の仙台パルコの敷地は、既に地区計画が定まっています。

景観形成の基本目標

杜の都の歴史と自然が織りなすまちづくり

- ◇杜の都の玄関となる仙台駅から青葉山までをケヤキ並木がつなぐ『緑の回廊』の軸として、仙台のシンボルとなる風格ある街並みづくり
- ◇通りと建物が調和し、一体感のある魅力的な街並みづくり
- ◇人々が集い、賑わいが生まれる、歩いて楽しい街並みづくり
- ◇安全安心でゆとりを持てる街並みづくり
- ◇歴史や文化が実感できる街並みづくり

青葉通は、藩政時代の屋敷林や青葉山をはじめとする緑に由来する「杜の都」仙台において、震災により焼け野原となった都心にケヤキが植えられ、美しい街並みを形成し、震災復興の象徴となって「杜の都」を蘇らせた、仙台市民の誇りとなります。

今後のまちづくりにおいては、ケヤキ並木や西公園・広瀬川の豊かな自然、様々な企業が集積する商業・業務機能、晩翠草堂・良覚院丁公園などの歴史文化といった多様な資源を活かしながら、震災の教訓を生かした安全安心の街並みの形成や、地下鉄東西線沿線としての新たな活力と賑わいの創出を目指していくことが求められます。

これらの基本目標のもと、仙台駅から仙台城跡をつなぐシンボルロードとして、仙台および東北を代表する魅力的な都市空間を目指した景観の形成を推進していきます。

公共施設に係る景観形成に関する方針

道路や緑に係る景観形成に関する方針

- 賑わいや安らぎが感受できる通りとして、気持ちよく歩ける空間の創出
- 宮城野原からつながる緑の軸線として、木の活力が満ちあふれ、生き生きとした連続する、杜の都のシンボルとしてのケヤキ並木の形成
- 四季折々に織りなす景観により、多くの人々に潤い・安らぎを提供する、都市に融合した魅力的な緑空間の形成

宮城野原から仙台駅を貫き青葉山に至る軸は、東西軸の背骨ともいえる重要な軸線となります。仙台駅から青葉山へつながる緑の回廊の軸線として、仙台駅西口の高次都市機能空間から広瀬川・青葉山の自然環境へと、都市環境の変化が感じられる空間を目指していくとともに、人と緑と都市機能が調和・共生し、賑わいや安らぎを生み出す空間づくりをしていきます。また、商業・業務地区などとしての機能の確保・集積を図りながら、緑の量感を高め、人と緑が共生する空間と、さまざまな人たちが青葉通とかかわることができ、賑わいや安らぎが感じられる空間を目指していきます。

建築物に関するルール

1. 用途の制限

仙台駅西口地区から一番町周辺地区までは、ビジネス環境の維持及び向上や賑わいが連続し回遊性が高い街並みの形成を図り、西公園周辺地区では、やすらぎのある住環境と賑わいを生み出す店舗や飲食店等が調和した空間づくりを図るため、以下のような用途のルールを設けます。

<地区計画>

青葉通に接する敷地では以下の用途は建築できません。

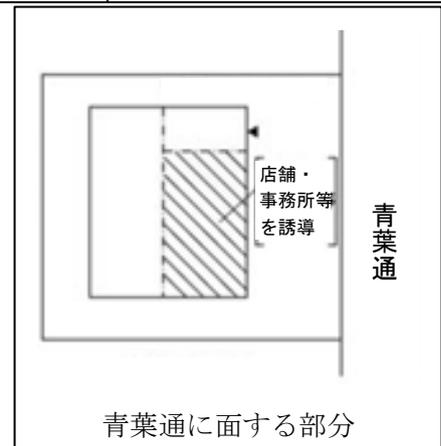
西公園周辺地区	一番町周辺地区	仙台駅西口地区
・工場（店舗内に附設されるものを除く）		
・営業用倉庫等		
・店舗型性風俗特殊営業の用途に供する施設等（風営法第2条第6項各号に掲げるもの）		
・パチンコ店、マージャン屋等	・青葉通に面する部分を、パチンコ店、マージャン屋等	
—	・自動車修理工場、ガソリンスタンド等	
—	・青葉通に面する部分の1, 2階部分が住宅や集合住宅等（国分町通より東側に限る）	・青葉通に面する部分が住宅や集合住宅等

※既に地区計画が定まっている敷地はそちらの制限となります。

<誘導指針>

青葉通に面する建築物では、歩行者空間の賑わいの創出などのため、以下のような工夫に努めることとします。

- ・商業ビルや複合ビル等では、青葉通沿いの空間を店舗やギャラリー、カフェテラスなどの多くの人が利用する用途が連続するように努める。
- ・事務所ビル等では、休日でも人の流れが誘導できるよう、低層部に店舗やサービス業務等の用途の誘導に努める。
- ・ケヤキを下に望む高層階では、ケヤキを眺めながら時間を過ごすことができる、レストランやカフェテラスなどによる利用に努める。
- ・集合住宅の低層部では、通りに向かって開放的な集会スペース等の誘導に努める。



青葉通に面する部分



2. 敷地の面積

<地区計画>

○地区全体

敷地の細分化による環境の悪化を防止するため、敷地面積は200㎡以上とします。

*現在200㎡に満たない敷地では、同じ状態で敷地を使用すれば、建替え等はできます。

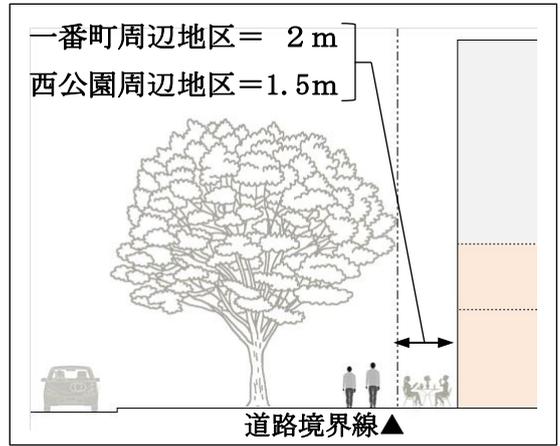
※既に地区計画が定まっている敷地はそちらの制限となります。

3. 壁面の位置

<誘導指針>

歩行者の回遊性を高め、通りと一体で活用できる賑わい空間を創出するとともに、ケヤキと建物の間に一定の空間を確保するため、青葉通りからの壁面後退の工夫に努めることとします。

- 一番町周辺地区 = 2 m
- 西公園周辺地区 = 1.5 m



4. 建築物の高さ

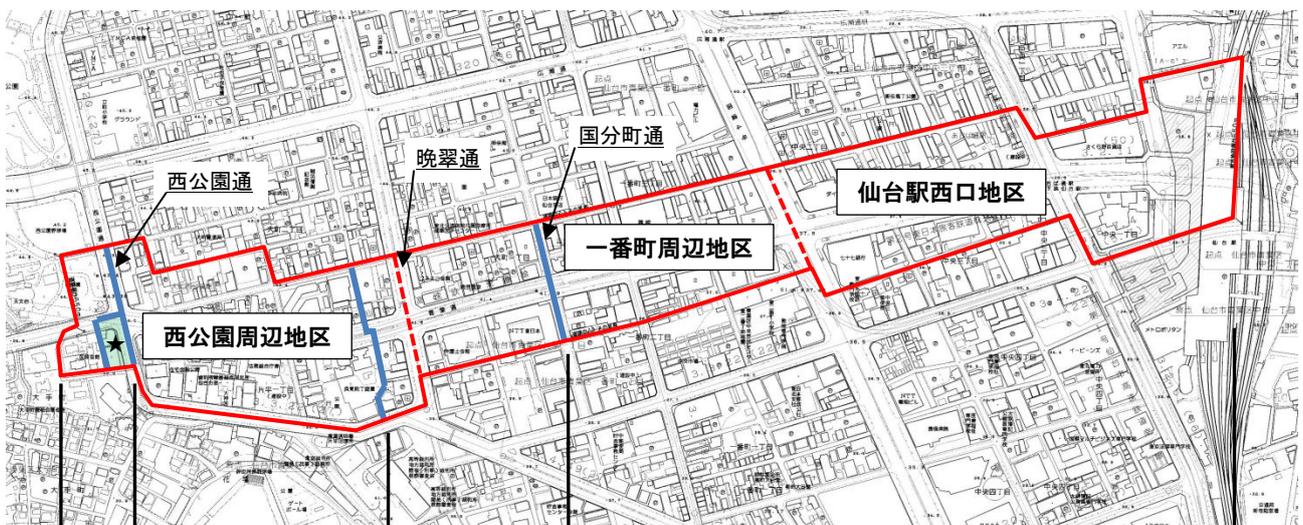
<地区計画>

仙台城跡等の周辺部の丘陵からの奥行きのある眺望を確保するため、景観計画で現在定まっている高さの制限を基本とした、以下のような建築物の高さの制限を設けます。

地区区分		高さ	緩和した高さ※ ¹
仙台駅西口地区		80m以下	制限なし
一番町周辺地区	国分町通以東	80m以下	制限なし
	国分町通以西	60m以下	80m以下
西公園周辺地区	晩翠通より1街区	60m以下	80m以下
	西公園通以東 ※晩翠通より1街区除く	50m以下	
	西公園通以西	40m以下※ ²	

※¹：敷地面積が1,000㎡以上で、敷地の35%以上の空地を確保し、かつ、敷地の15%以上を緑化した場合

※²：商業地域の区域において、1階部分を地域や歩行者等に開放された貢献空間とした場合は50m以下



40m以下 (緩和なし) 50m以下 (緩和なし) 60m以下 (緩和：80m以下) 80m以下 (緩和：高さ制限なし)

★の範囲「緩和：50m以下」の規定あり

5. 建築物の形態・意匠(デザイン)

<景観地区>

○地区全体

- ・建築設備や屋外階段等は、次のいずれかに該当するようなデザインを施すこととする。

- ・青葉通から直接望見できない位置に設置する
- ・建築物と一体となったデザインとする
- ・ルーバーや建築物と一体となった外周壁等による遮蔽や周辺の緑化による修景を行う
- ・上記以外で、建築物がすっきり見えるように設置されると認めることができるもの

- ・広告物は、青葉通及び青葉通と交差する道路（青葉通から一敷地の範囲）に面する部分の中層階（3階以上、ペDESTリアンデッキに面する部分は4階以上）の窓面に貼り付けて表示しないこととする。

○青葉通に面する部分

- ・壁面の形態は、圧迫感が少なく、ケヤキ並木の環境に配慮し樹木の通気性や歩行者の快適性を高めるため、3階以上の建物は、次のいずれかに該当するようなデザインを施すこととする。

- ・低層階と中高層階のデザインに変化を持たせる
- ・形態、色彩、素材等により、分節化等を図る
- ・平面形態を雁行形態等にする
- ・上記以外で、圧迫感が少なく、ケヤキ並木に配慮し、歩行者の快適性を高めるデザインであると認めることができるもの



<誘導指針>

○地区全体

- ・街並みとの調和に配慮し、街角の空間を演出する形態・意匠とする。
- ・高層建築物は周辺からの眺望に配慮し、頂部のデザインと材質を工夫する。

○青葉通に面する部分

- ・車庫、駐輪場、物置等の付属建築物は、景観形成に配慮したデザインを行う。



6. 外壁の材料及び色彩

<景観地区>

○地区全体

- ・並木景による四季の変化に対応し調和があり、商業業務地として賑わいと活気を演出するため、次に掲げる基準に適合した外壁の色彩とする（各壁面の面積の10%以下は除く）。

◇西公園周辺地区

色相	彩度
5 R ~ 5 Y	4 以下
その他	2 以下

◇一番町周辺・仙台駅西口地区

色相	彩度
5 R ~ 5 Y	6 以下※
その他	2 以下

※青葉通に面した5階以上の部分は彩度4以下

○青葉通に面する部分

- ・天空との調和に配慮し、ケヤキ並木の高さを超える5階以上の部分の外壁の基調色は、明度8以上とする（各壁面の面積の10%以下は除く）。

<誘導指針>

○地区全体

- ・ 風格ある街並みの景観形成を図るため、彩度に配慮し、周囲から突出しない色彩とする。

○青葉通に面する部分

- ・ 低層部では、賑わいと活気を演出するため、暖色系では彩度の範囲を広げた色彩とする。
- ・ 並木沿道の建築物は街路樹と調和した色彩とし、高層建築物の高層部分は天空との調和に配慮し、高い明度による軽めの色彩とする。
- ・ ケヤキ並木の高さを超えない壁面では、重く暗い色となる低い明度の使用を控える。
- ・ 西公園周辺地区では、商業環境と居住環境の調和が感じられるよう、茶系の色彩でまとまり感のある街並み景観の形成を図る
- ・ **外壁の素材**は、ケヤキ並木と調和し、都市の景観形成に配慮したものとするよう努める。

例



①ケヤキに馴染むような素材（例：煉瓦、木材、表情の柔らかな石材 など）

②ケヤキが映えるような素材（例：タイルや固い表情の石材 など）

③ケヤキが溶け込むような素材（例： ガラス、ハーフミラー など）

7. 低層階の形態・意匠

<誘導指針>

- ・ **青葉通に面する部分**では、ケヤキ並木の高さより低い壁面の形態は、街の賑わいや、人の心と自然にやさしい環境が創出されるような配慮に努めること。

- 例** ・ テラス的空間の設置、可動式の開口部やガラススクリーンなど開放的な場の創出
- ・ シースルーのエレベーターやエスカレーターなどの設置
 - ・ 暖簾や庇、ハンギンググリーンなど可動式装置の活用
 - ・ シースルー化を行ったり、アート感のある模様を施すなどのシャッターの工夫
 - ・ 夜間の景観や散策を楽しくする、ショーウィンドーや歩行者照明などでの光の演出
 - ・ 窓枠や建具、ボーダーライン、日除けテントなどに、効果的に配置したアクセント色

8. 駐車施設

<景観地区>

- ・ **青葉通に面する部分**では、歩道の安全性を確保するため、駐車場は、原則として青葉通側に入出入口を設けないこととする。敷地の位置などの理由で、やむを得ず設ける場合は、安全確保のための取り組みを十分に行ったうえで、出入口は機能上・安全上必要な最小限の幅とし、かつ隣接する建築物との調和に配慮したデザインとする。

緑化・オープンスペース等のルール

1. 緑化

<誘導指針>

○地区全体

- ・街路樹等と調和した、敷地内の植樹，生垣，屋上緑化等による質の高い緑化を目指す。
- ・大規模な敷地での高度利用の促進にあわせ，オープンスペース等の活用による緑化を図る。
- ・建物の屋上や壁面についても，景観を演出する植栽となるよう配慮する。
- ・雨水の浸透性を高めるなど，地域環境の循環と生態系に配慮する。
- ・通りに面する部分は，人々を楽しませる四季折々の花木による空間の演出を工夫する。

2. オープンスペース

<誘導指針>

○青葉通に面する部分

- ・壁面後退によるオープンスペースを積極的に創出していく。
- ・アート空間やイベント空間としての活用，植栽の演出など，積極的な魅力の創出に努める。
- ・幹線道路との交差点では，印象的な街角を演出するため，歩道と一体的にデザインされた広場的空間や，角地を意識したデザインの建物などにより交差点の個性の創出を図る。
- ・仙台駅西口地区・一番町周辺地区では，敷地や建物の中のオープンスペースとして，広場，中庭，通り抜け通路などを確保し，アクティビティの高い敷地・建物にしていくよう配慮する。
- ・休むことができるベンチの設置や，休みながら眺めて楽しめる店先・植栽などを工夫する。
- ・段差の解消，舗装素材の選択，手すり設置など，誰にもやさしいきめ細やかな配慮を行う。
- ・身近に触れる舗装や建具等は温もりを感じる素材を使用するように努める。



3. その他

<誘導指針>

○地区全体

- ・青葉通からの見え方などに配慮し，災害に対する備えとしての非常用電源の確保に努める。
- ・安全が確保できる範囲で，災害発生時に一時避難や情報収集を行える空間の確保に努める。

○青葉通に面する部分

- ・敷地内の案内表示も英語標記や絵文字の併用など誰にでもわかりやすいものとする。
- ・地域の歴史を発信するための案内板の設置，ショーウィンドーやギャラリーの活用を努める。
- ・屋外広告物に該当しない壁面装飾やネオンなども景観形成に配慮したデザインにする。
- ・自動販売機を青葉通に面して屋外に設置する場合は，周辺との調和に配慮する。



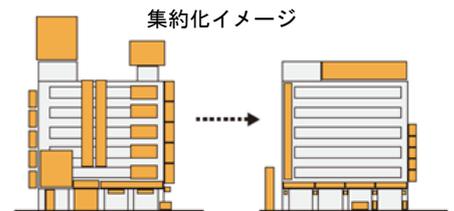
広告物に関するルール <広告物モデル地区>

広告物の整備に関する目標

- ・仙台を代表するシンボルロードとして、ケヤキ並木や街並みと調和した、風格ある広告物景観
- ・中心市街地のにぎわいと通りを歩く楽しさを演出する、魅力的な広告物景観

● 広告物の整備に関する指針

- ・仙台駅西口地区では、仙台の玄関口として風格ある景観形成を図るよう、ペDESTリアンデッキや駅舎からの眺望に配慮し、都市の印象を高めるよう広告物景観の質の向上に努める。
- ・一番町周辺地区では、街のにぎわいを感じさせるものとしつつ、洗練されたデザインとなるよう配慮する。
- ・西公園周辺地区では、西公園・広瀬川周辺の自然環境や大町・片平周辺の住環境と調和した落ち着いたデザインとする。
- ・中高層部は、ケヤキ並木との調和に配慮し、最小限の面積・数量とし、建物と一体化したデザインとする。
- ・低層部は、快適な歩行環境に配慮しながら、街のにぎわいや通りを歩く楽しさを演出する広告物を掲出するよう工夫する。



● 広告物美観維持基準

○ 地区全体

- ・集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。
- ・写真・グラフィック・文字等をバランス良く配し、すっきりと洗練されたデザインを工夫する。
- ・壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとするよう工夫する。
- ・建物の低層部では、デザインや集合化などの工夫により、通りを歩く楽しさを演出する。
- ・同じ建物・敷地に複数の広告物を設置する場合、色彩や形態、配置をそろえ、調和に配慮する。
- ・青葉通及び青葉通と交差する道路（青葉通から一敷地の範囲）に面する部分の中層階（3階以上、ペDESTリアンデッキに面する部分は4階以上）の窓面に貼り付けない。
- ・極端に鮮やかな色、蛍光色の利用は避ける。
- ・青葉通に設置の街路灯に掲出のフラッグは、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、統一感のあるものとする（市の許可の前に、「青葉通まちづくり協議会」の承認を受ける）。

○ 一番町周辺地区・西公園周辺地区

- ・青葉通及び青葉通と交差する道路（青葉通から一敷地の範囲）に面する部分に掲出できる広告物は自己用のものに限る（「バス停留所の上屋の壁面のもの」で街並みに調和し景観を損なうおそれがないもの」「まちづくりに関わるイベント等を支援するため期間を限定して掲出するもの」「良好な景観形成の寄与などにより、市の許可前に青葉通まちづくり協議会の承認を受けたもの」は除く）。
- ・屋上広告物は、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。
- ・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。
- ・独立固定広告物は、集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。
- ・光が動くネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。（西公園周辺地区）
- ・広告物のベース色は建物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑える。（西公園周辺地区）

◎仙台駅西口地区は、仙台の玄関口として、青葉通沿道以外も含めた範囲で、今後検討していく。

